

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

 国税庁長官 寄附者	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
住所	氏名 <small>フリガナ</small>	死亡年月日 (年齢)	
		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (歳)	
申請者(上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住所・電話番号・個人番号	氏名 <small>フリガナ</small> (生年月日)	職業	上記の者との 続柄又は関係
1	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
2	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
3	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
4	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
5	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
6	() <small>フリガナ</small>	(明・大・昭・平・令 . . .)	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定 による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄附年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 遺贈
		<input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供	
		<input type="checkbox"/> 生前処分 <input type="checkbox"/> 遺言	
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 <small>フリガナ</small> 名称	(電話番号 - -)	代表者 氏名
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄 附した財産その他租税特別措置法施行規 則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。	

第1表
(遺贈者
死亡した
贈与者
用)

作成税理士
事務所所在地
署名(電話番号)

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

1	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
2	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
3	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
4	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
5	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
6	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

※欄は記入しないでください。

※ 整理簿		通信日付印 確認者
-------	--	--------------

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数及び添付書類》

この申請書は、以下に掲げる書類並びに他の表及びその添付書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し